（事業主の方へ）

雇用促進計画の提出手続き

～雇用促進税制の適用を受けるために～

雇用促進税制が重点化された上で適用期限が２年間延長されました！

◆ 雇用促進税制とは、**適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業等は2人以上）かつ10%以上増加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。

◆ **同意雇用開発促進地域**(※)**における無期雇用かつフルタイムの雇用者数の増加１人あたり40万円の税額控除**が受けられます。

（※）地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第７条に規定する地域

［詳しくは］

厚生労働省HP　http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf

◆ 適用を受けるためには、あらかじめ**「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要**があります。

◆税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は2ページをご覧ください

厚生労働省　都道府県労働局

PL280401政03

雇用促進税制とは

［平成２８年度以降に適用年度が開始する場合について］

平成28年４月１日から平成30年３月31日までの期間内に始まる事業年度（以下「適用年度」といいます）※1において、雇用者増加数５人以上（中小企業は２人以上）、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業が、同意雇用開発促進地域※2内に所在する事業所において、新たに雇い入れた無期雇用※3かつフルタイム※4の雇用増加数※5　１人当たり40万円の税額控除※6が受けられます。

※１　個人事業主の場合は、平成29年１月１日から平成30年12月31日までの各年。
※２　地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第７条に規定する同意雇用開発促進地域をいいます。詳しくはこちら：http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf
※３　労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいいます。
※４　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条に規定する短時間労働者でないことをいいます。
※５　適用年度の終了時においても、引き続き当該事業所に勤務している雇用保険一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に限ります。
また、適用年度中の全ての事業所における一般被保険者増加数及び同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における一般被保険者増加数が上限になります。
※６　当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

［平成27年度以前に適用年度が開始する場合について］

平成26年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に始まる適用年度※7においては、雇用者増加数５人以上（中小企業は２人以上）、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数１人当たり40万円の税額控除※8が受けられます。

※７　個人事業主の場合は、平成27年１月１日から平成28年12月31日までの各年。
※８　当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

◆平成27年度以前に適用年度が開始する場合の手続き

【詳しくは】厚生労働省HP
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000113402.pdf

［同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号について］

平成28年度以降に適用年度が開始する場合で雇用促進税制の活用を希望する場合、原則として※、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。

計画開始時に雇用保険適用事業所番号を取得できるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

※　やむを得ない事情により同意雇用開発促進地域内に所在する事業所を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、例外的に、計画期間の初日の前日及び計画期間の終了日における対象となる事業所において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿,労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢継続被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））を提出する必要があります（Ｐ７参照）。

地方拠点強化税制における雇用促進税制とは

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主においては、以下の税制優遇が受けられます。

ア　地方活力向上地域で特定業務施設を整備し雇用者を増加させた場合には、特定業務施設における当期増加雇用者数１人当たり以下を税額控除（ただし、法人全体の増加雇用者数を上限）

・法人全体の雇用者増加率が10%以上　　50万円
・法人全体の雇用者増加率が10%未満　　20万円

【拡充型】 ※適用年度に雇用保険一般被保険者の数を５人以上（中小企業の場合には２人以上）増加させることが必要。

イ　東京23区から地方活力向上地域に特定業務施設を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除額に加え、当該特定業務施設における増加雇用者１人当たり30万円の税額控除（アと併せて、１人当たり最大80万円の税額控除）

【移転型】 ※雇用を維持していれば最大３年間継続。

［詳しくは］

内閣府地方創生推進室HP

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html

［特定業務施設の雇用保険適用事業所番号について］

地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合、原則として※、整備する事業所（特定業務施設）は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。

特定業務施設を新設する場合は、整備後できるだけ速やかに雇用保険適用事業所番号を取得してください。既存施設（あるいはその一部）を特定業務施設とする場合には、当該特定業務施設とする部分のみの雇用保険適用事業所番号が付与されるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

※　やむを得ない事情により特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、例外的に、計画期間の初日の前日及び計画期間の終了日における対象となる特定業務施設において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿,労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢継続被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））を提出する必要があります（Ｐ７参照）。

次の事業年度については、雇用促進税制の適用はありません。

・設立（合併等による設立を除く）の日を含む事業年度
・解散（合併等による解散を除く）の日を含む事業年度
・清算中の事業年度

対象となる事業主の要件

□青色申告書を提出する事業主であること

□適用年度とその前事業年度※1に、事業主都合による離職者※2 がいないこと

※1　事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度。

※2　雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
高年齢継続被保険者とは、65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳に達した日以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

□適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を５人以上（中小企業※1の場合は２人以上）、かつ 、10%以上増加※2※3させていること

※1　中小企業等とは以下のいずれかを指します。
- 資本金１億円以下の法人
- 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
  （個人事業主の場合は、常時使用する従業員数が1000人以下の個人）
- 農業協同組合等

※2　雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

$$雇用増加割合 = \frac{適用年度の雇用者増加数}{前事業年度末日の雇用者数}$$

●適用年度前から雇用していた人が適用年度途中に65歳となり、高年齢継続被保険者として適用年度末まで雇用していた場合には、当該人数を前事業年度末日の雇用者数から引いた上で雇用者増加数を算出します。
〔詳細は15ページをご確認ください〕

※3　地方拠点強化税制における雇用促進税制においては、雇用者増加数が10%未満の場合でも税額控除が受けられる場合があります。

□適用年度における給与等※1の支給額が、比較給与等支給額※2以上であること

※1　給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特殊関係者（役員の親族など）に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。
※2　比較給与等支給額 ＝ 前事業年度の給与等の支給額
＋（前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%）

□風俗営業等※を営む事業主ではないこと

※　「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、麻雀店、パチンコ店など）

確定申告までの流れ

適用年度開始

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後又は**地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定後**
２か月以内に主たる事業所を管轄するハローワーク※１に雇用促進計画を提出してください。※２※3
〔提出書類は６ページをご確認ください〕

➡ ハローワークは、「雇用促進計画－１」に受付印を押印し「雇用促進計画－５」とホッチキス留めした上で雇用促進計画を返却※4します（この押印は、**収受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません**）。計画開始（適用年度開始）時の雇用保険一般被保険者数は、計画終了（適用年度終了）時にあわせて確認します。
返却された雇用促進計画は、適用年度終了まで大切に保管してください。

適用年度中

ハローワークが、雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください！

適用年度終了

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後２か月以内（個人事業主は翌年の3月15日まで）に、主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認※5を求めてください。※3
〔提出書類は６～７ページをご確認ください〕

➡ ハローワークは、提出された書類を預かり、各都道府県労働局（またはハローワーク）が、雇用促進計画の達成状況を確認した上で、ホッチキス留めされた「雇用促進計画－１」及び「雇用促進計画－５」※4を返送します。**お預かりしてから返送までに約２週間（4月・５月は１ヶ月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう余裕をもって提出してください。**
なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画－１」及び「雇用促進計画－５」※6の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局（またはハローワーク）が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容に朱書き修正の上、計画終了（適用年度終了）時確認印を押印して返送します。

返　送

確定申告

③税務署に申告

達成状況の確認を受けているホッチキス留めされた「雇用促進計画－１」及び「雇用促進計画－５」の写し※7を確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※1　その際、提出事業所以外の事業所が、重複して雇用促進計画を提出することのないように注意してください。
※2　事業年度開始時に雇用促進計画を提出した企業が、事業年度中に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合には、認定後２ヶ月以内に改めて雇用促進計画を提出し直してください。
※3　**郵送による受付も可能**ですが、**提出期限必着**となります。
※4　平成27年度以前に適用年度が開始する場合は、「雇用促進計画－１」のみの返却になります。地方拠点強化税制における雇用促進税制の場合は、ホッチキス留めされた「雇用促進計画－１」及び「雇用促進計画－４」を返送します。
※5　雇用促進計画の達成状況の確認は、適用年度中の**雇用保険一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、一定期間（２週間程度を目安）経過後を目途に行うようにしてください。**なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行いません。
※6　平成27年度以前に適用年度が開始する場合は、「雇用促進計画－１」のみの確認となります。地方拠点強化税制における雇用促進税制の場合は、ホッチキス留めされた「雇用促進計画－１」及び「雇用促進計画－４」の記入内容を確認します。
※7　平成27年度以前に適用期限が開始する場合は、「雇用促進計画－１」の写しのみになります。地方拠点強化税制における雇用促進税制の場合は、ホッチキス留めされた「雇用促進計画－１」及び「雇用促進計画－４」の写しになります。

提出書類（計画開始（適用年度開始）時）

■計画開始（適用年度開始）時

・雇用促進計画－１	１部
・雇用促進計画－２	１部
・雇用促進計画－４（※１）	１部
・雇用促進計画－５	１部
・主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	１部
・同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類（※２） 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	１部
・「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」及び「地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書」の写し（※１）	１部
・特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の写し（※１）（※３）	１部
・必要に応じ、以下の資料（※１） ア　「移転型」の場合で地方活力向上地域特定業務施設整備計画２年目においては、地方活力向上地域特定業務施設整備計画１年目に公共職業安定所の確認を得た「雇用促進計画-１」及び「雇用促進計画-４」（ホッチキスで留めたもの）の写し イ　「移転型」の場合で地方活力向上地域特定業務施設整備計画３年目においては、地方活力向上地域特定業務施設整備計画１年目及び２年目において、公共職業安定所の確認を得た「雇用促進計画-１」及び「雇用促進計画-4」（ホッチキスで留めたもの）の写し	１部 （イは１部ずつ）

（※１）地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合に限ります。
（※２）計画期間開始時に用意できる場合は計画開始時に提出してください。計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。
なお、計画開始時に単独の雇用保険適用事業所番号を所持していない場合は、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類に代えて、当該事業所が存在することが分かる書類（法人の場合は登記事項証明書の写し等、個人の場合は事業所の開始を証明する書類の写し等）を提出してください。
（※３）地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合、計画開始時に用意できる場合は計画開始時に提出してください。計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。

提出書類（計画終了（適用年度終了）時）

■計画終了（適用年度終了）時

・雇用促進計画－１ 計画開始時に押印された「雇用促進計画－１」に雇用増加数などの達成状況を追記したもの	１部
・雇用促進計画－３ 計画期間中に分割・合併などの企業組織再編を行った場合のみ提出	１部
・雇用促進計画－４（※１） 「雇用促進計画－１」と同様に特定業務施設における雇用増加数などの達成状況を追記したもの	１部
・雇用促進計画－５ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における雇用増加数などの達成状況を追記したもの	１部
・特定地域基準雇用者数総括表 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所ごとに必要事項が記載されたもの	１部
・「特定地域基準雇用者数総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し	各１部
・同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類（※２） 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	１部
・特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の写し（※１）（※２）	１部
・必要に応じ、以下の資料（※１） ア　既存施設を特定業務施設として計画期間中に一の雇用保険適用事業所とした場合、計画期間の初日の前日における当該特定業務施設において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢継続被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。）） イ　地方活力向上地域特定業務施設整備計画が変更された場合には、変更後の地方活力向上地域特定業務施設整備計画とその認定通知書の写し ウ　地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定が取り消された場合には、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の取消通知書の写し	各1部
・返信用封筒 返送先を記入し、簡易書留の所要額の切手を貼り、「雇用促進計画在中」と明記したもの	１部

（※１）地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合に限ります。
（※２）計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。
例外的に、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合及び特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合においては、計画期間の初日の前日及び計画期間の終了日における当該事業所において勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢継続被保険者になった者がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））を提出してください。

雇用促進計画の記入方法

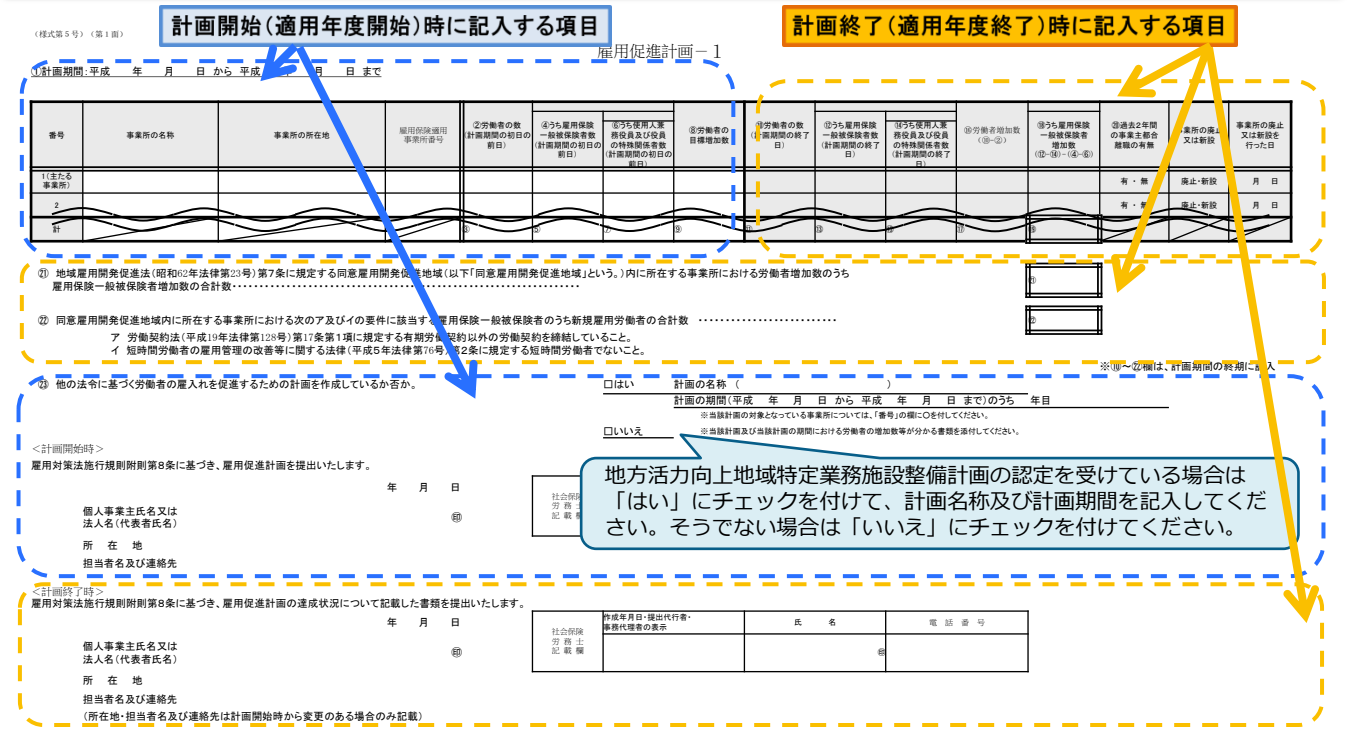

計画開始（適用年度開始）時の記入方法

【雇用促進計画－１】　（記入例）

①計画期間：平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 29年 3 月 31日 まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数（計画期間の初日の前日）	④うち雇用保険一般被保険者数（計画期間の初日の前日）	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数（計画期間の初日の前日）	⑧労働者の目標増加数
1（主たる事業所）	(株)○○　本社	東京都××・					10
2	××支社	島根県××・・・		0	0	0	5
3	△△支社	愛知県××・・・	****-**				
4	□□支社	北海道××・・・	****-***				
計				③　100	⑤　75	⑦　2	⑨　19

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けている場合は、２番目以降に特定業務施設に関する内容を記載し、○を付けてください。

提出時点において、特定業務施設が整備されていない場合には、雇用保険適用事業所番号についての記載は不要ですが、事業所の名称及び所在地については、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載している内容を記載してください。

全ての雇用保険適用事業所について記入してください

○　主たる事業所が、全ての事業所分（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人を含む）をまとめて記入してください。

○　①欄の計画期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度の期間（個人事業主の場合は平成29年及び平成30年の各年の１月１日から12月31日まで）を記載してください。
地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を予定している場合には、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日（平成27年8月10日から平成30年3月31日までの間に限る）から翌日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（個人事業主の場合は地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日（平成27年8月10日から平成30年3月31日までの間に限る）の属する年以後3年内の各年）を記載してください。

○　②欄には、計画期間初日の前日の全ての労働者の数を記入してください（事業年度終了日に離職した人を含む）。④欄には、②欄のうち雇用保険一般被保険者の数を記入し、さらに⑥欄には④欄のうちア）使用人兼務役員及びイ）役員及び使用人兼務役員の特殊関係者の数の合計数を記入してください。

○　事業主が有する事業所の数が7か所を超える場合は、続紙に記入してください。その際、③欄、⑤欄、⑦欄及び⑨欄は、続紙に記入した事業所を含め、全ての事業所について合計した人数を記入してください。

【雇用促進計画－２（求人申込み見込み）】（記入例）

募集・採用時期や職種・労働条件などは、分かる範囲で、できるだけ詳細に記入してください。

番号	事業所の名称	雇用保険適用事業所番号	期間中の労働者の求人数見込み	うち雇用保険一般被保険者の求人数見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安定所への求人提出希望	担当者名	電話番号
1	(株)〇〇本社	1234-567890-0	7	3	9月上旬	販売及び接客応対 時給1000円、勤務時間9:00～17:00、週5日勤務	(有)・無	厚労太郎	03-1234-5678
2	〃	〃	3	2	1月下旬	経理 月給25万円、勤務時間9:30～18:15、週休2日	有・(無)	〃	〃
3	××支社		5	5	3月上旬	事務 月給〇万円、勤務時間*:**～*:**、週休2日	(有)・無	××××	〇〇〇
4	△△支社	****-******-*	4	3	3月1日	配達員 日給〇〇円、勤務時間*:**～*:**、週〇日勤務	(有)・無	△△△△	

○　労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－１」の⑧欄に対応させて記入してください。
（雇用促進計画提出時点で雇い入れが終了している人数については、記入不要）

○　単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件などが異なる求人を提出する見込みがある場は、欄を分けて記入してください。

【雇用促進計画－４】（記入例）

①（拡充型）・移転型）　認定を受けた整備計画の期間（平成 28 年 11 月 17 日 から 平成 31 年 11 月 16 日 まで）のうち 1 期目

②				整備計画1期目				整備計画2期目				整備計画3期目			
番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	③整備計画開始時の雇用保険一般被保険者数	⑤整備計画1期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑦整備計画1期目における雇用保険一般被保険者増加数（⑤－③）	㉑整備計画1期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑨整備計画2期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑪整備計画2期目における雇用保険一般被保険者増加数（⑨－⑤）	⑬整備計画2期間での累積増加数（⑦＋⑪）	㉑整備計画2期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑮整備計画3期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑰整備計画3期目における雇用保険一般被保険者増加数（⑮－⑨）	⑲整備計画3期間での累積増加数（⑦＋⑪＋⑰）	㉑整備計画3期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数
2	××支社	島根県***・・・		0											
計				④	⑥	⑧		⑩	⑫	⑭		⑯	⑱	⑳	

特定業務施設のみを記載してください。

○　①欄には、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に係る事業について、「移転型」もしくは「拡充型」に○を付してください。「認定を受けた整備計画の期間」の欄については、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の計画期間を記載するとともに、当該様式を申請する期間が地方活力向上地域特定業務施設整備計画の何期目に当たるのか記載してください。

○　②欄には、「雇用保険計画－１」様式に記載している特定業務施設について、「雇用促進計画－１」に記載した「番号」、「事業所の名称」、「事業所の所在地」及び「雇用保険適用事業所番号」を再掲してください。

○　整備計画１期目の③欄には「雇用促進計画-１」の④欄の内容を再掲し、④欄には合計数を記載してください。

【雇用促進計画-４】について

地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用年度は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日を含む事業年度から３年間です。**「移転型」については、**30万円の税制控除が最大３年間継続して受けられることから、特定業務施設における雇用保険一般被保険者の増減を継続把握する必要があるため、**実際に当該年度に税制の適用を受けられるかどうかに関わらず、税制の適用年度中は「雇用促進計画」を継続して提出してください。**

【雇用促進計画－5】　（記入例）

「雇用促進計画－１」の内容を再掲してください。

①計画期間：平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 29年 3 月 31日 まで

番号	「雇用促進計画-1」の番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数（計画開始時）	④うち雇用保険一般被保険者数（計画開始時）	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数（計画開始時）	⑧労働者の目標増加数
1	5	○○支社	栃木県××・・・	****-******-*		5	0	
2		××支社	京都府××・・・			2	0	
3								
計					③	⑤ 14	⑦ 0	⑨

同意雇用開発促進地域内に所在する全ての事業所について記入してください。

雇用保険適用事業所である場合には「雇用促進計画－１」の内容を再掲してください。雇用保険適用事業所でない場合には、必要事項を記載してください（雇用保険適用事業所番号についての記載は不要）。

○　同意雇用開発促進地域内に所在する事業所のうち、雇用保険適用事業所である場合は、「雇用促進計画-１」に記載した事業所の番号、事業所の名称、事業所の所在地及び雇用保険適用事業所番号並びに④欄及び⑥欄の内容を再掲してください。

○　同意雇用開発促進地域内に所在する事業所のうち、雇用保険適用事業所ではない事業所（雇用保険事業所非該当施設を含む）の場合には、事業所の名称及び事業所の所在地並びに④欄及び⑥欄の内容を記載してください。なお、記載に当たっては「雇用促進計画-１」の裏面〔記載の注意〕（２）～（３）を参照してください。

○　⑤欄及び⑦欄には、それぞれ④欄及び⑥欄の合計を記載してください。

○　②欄、③欄、⑧欄及び⑨欄については、記載は不要です。

計画終了（適用年度終了）時の記入方法

【雇用促進計画－１】（記入例）

番号	⑩労働者の数（計画期間の終了日）	⑫うち雇用保険一般被保険者数（計画期間の終了日）	⑭うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数（計画期間の終了日）	⑯労働者増加数（⑩－②）	⑱うち雇用保険一般被保険者増加数（⑫-⑭)-(④-⑥）	⑳過去2年間の事業主都合離職の有無	事業所の廃止又は新設	事業所の廃止又は新設を行った日
1（主たる事業所）	60	45	1	10	5	有・無	廃止・新設	月　日
2	5	4	0	5	4	有・無	廃止・新設	3月 3日
3	20	10	0	0	0	有・無	廃止・新設	月　日
4	0	0	0	▲10	▲10	有・無	廃止・新設	9月 30日
5	25	15	0	20	15	有・無	廃止・新設	月　日
計	⑪ 130	⑬ 92	⑮ 1	⑰ 30	⑲ 18			

全ての雇用保険適用事業所について記入してください。

○　主たる事業所が、全ての事業所（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人の雇用保険適用事業所を含む）分をまとめて記入してください。

○　⑩欄には、計画期間の終了日の全ての労働者の数、⑫欄には、⑩欄のうち雇用保険一般被保険者の数を記入し、さらに⑭欄には⑫欄のうちア）使用人兼務役員及びイ）役員及び使用人兼務役員の特殊関係の数の合計数を記入してください。

○　⑯欄には、⑩欄の数から②欄の数を引いた人数（減少した場合はマイナスの数）を記入してください。

○　⑱欄には、⑫欄の数から⑭欄の数を引いた人数から、④欄の数から⑥欄の数を引いた人数を引いて（減少した場合はマイナスの数）記入してください。

○　計画期間中に高年齢継続被保険者（雇用保険法第37条の２第１項に規定するもの。）となった人がいた場合は、その人数を引いて（減少した場合はマイナスの数）記載してください〔詳細は15ページをご確認ください〕。⑪欄、⑬欄、⑮欄、⑰欄及び⑲欄は、続紙に記入した雇用保険適用事業所を含め、全ての事業所について合計した人数を記入してください。

○　⑳欄には、適用年度とその前事業年度についての事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「３ 事業主の都合による離職」に該当するもの）の有無について記入してください。

○　以下の場合は、雇用促進税制の適用要件を満たしていないため、適用を受けることはできません。
　⑳欄に「有」の記入がある場合
　⑲欄の数が５人未満（中小企業は２人未満）である場合
　⑲欄の数の⑤－⑦欄の数に対する割合が10%未満である場合（※）
　（※）地方拠点強化税制における雇用促進税制の場合は、10%未満の場合であっても税額控除が受けられる場合があります。

○　計画期間中に雇用保険適用事業所の廃止または新設を行った場合は、該当箇所に丸を付けるとともに、廃止または新設を行った日を記入してください。

○　地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を予定している場合で、事業年度開始時に特定業務施設の雇用保険適用事業所番号が未取得で記載していない場合には、取得した雇用保険適用事業所番号を記載してください〔代替措置については７ページをご確認ください〕。

【雇用促進計画－１】（記入例・続き）

㉑ 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する同意雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）内に所在する事業所における労働者増加数のうち雇用保険一般被保険者増加数の合計数……

㉒ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者のうち新規雇用労働者の合計数 ……

ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でないこと。

㉑	
㉒	

○ ㉑欄には、「雇用促進計画－５」の⑲欄に記載されている数（同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における、計画期間中に増加した労働者のうち雇用保険一般被保険者数の合計）を記載してください。
○ ㉒欄には、「雇用促進計画－５」の㉑欄に記載されている数（計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者でア及びイを満たす労働者（無期雇用かつフルタイムの労働者）で計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数の合計）を記載してください。

【雇用促進計画－４】（記入例）

①（拡充型・移転型） 認定を受けた整備計画の期間（平成 28 年 11 月 17 日 から 平成 31 年 11 月 16 日 まで）のうち 1 期目

②				整備計画1期目				整備計画2期目				整備計画3期目			
番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	③整備計画開始時の雇用保険一般被保険者数	⑤整備計画1期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑦整備計画1期目における雇用保険一般被保険者増加数	㉑整備計画1期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑨整備計画2期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑪整備計画2期目における雇用保険一般被保険者増加数	⑬整備計画2期間での累積増加数（⑦＋⑪）	㉑整備計画2期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑮整備計画3期目終了時の雇用保険一般被保険者数	⑰整備計画3期目における雇用保険一般被保険者増加数	⑲整備計画3期間での累積増加数（⑦＋⑪＋⑰）	㉑整備計画3期目における法人全体の雇用保険一般被保険者増加数
2	××支社	島根県***・・・	○○○○－******－*	0	4	4	18								
計				④ 0	⑥ 4	⑧ 4		⑩	⑫	⑭		⑯	⑱	⑳	

○ 整備計画１期目の⑤欄には「雇用促進計画－１」の⑫欄の内容を、⑦欄には「雇用促進計画－１」の⑱欄を、㉑欄には「雇用促進計画－１」の⑲欄の内容を再掲し、⑥欄及び⑧欄には合計数を記載してください。
○ 整備計画２期目の⑨欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画２期目の「雇用促進計画－１」の⑫欄の内容を、⑪欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画２期目の「雇用促進計画－１」の⑱欄の内容を、㉑欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画２期目の「雇用促進計画－１」の⑲欄の内容を再掲し、⑩欄、⑫欄、⑬欄及び⑭欄には各々の合計数を記載してください。
○ 整備計画３期目の⑮欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画３期目の「雇用促進計画－１」の⑫欄の内容を、⑰欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画３期目の「雇用促進計画－１」の⑱欄の内容を、㉑欄には地方活力向上地域特定業務施設整備計画３期目の「雇用促進計画－１」の⑲欄の内容を再掲し、⑯欄、⑱欄、⑲欄及び⑳欄には各々の合計数を記載してください。

【雇用促進計画－５】（記入例）

番号	「雇用促進計画－1」の番号		⑩労働者の数（計画期間の終了日）	⑫うち雇用保険一般被保険者数（計画期間の終了日）	⑭うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数（計画期間の終了日）	⑯労働者増加数（⑩－②）	⑱うち雇用保険一般被保険者増加数（⑫-⑭)-(④-⑥)	⑳ア及びイの要件を満たす新規雇用労働者数	事業所の廃止又は新設	事業所の廃止又は新設を行った日
1	5			20	0		15	13	廃止・新設	月 日
2				4	0		2	2	廃止・新設	月 日
計			⑪	⑬ 24	⑮ 0	⑰	⑲ 17	㉑ 15		

ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条に規定する短時間労働者でないこと。

○ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所のうち、雇用保険適用事業所である事業所については、「雇用促進計画-1」の番号に加え、「雇用促進計画-１」に記載した⑫欄、⑭欄及び⑱欄並びに「事業所の廃止又は新設」欄及び「事業所の廃止又は新設を行った日」欄の内容を再掲してください。
○ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所のうち、雇用保険適用事業所ではない事業所（雇用保険事業所非該当施設を含む）については、⑫欄、⑭欄及び⑱欄並びに「事業所の廃止又は新設」欄及び「事業所の廃止又は新設を行った日」欄までを記載してください。なお、記載に当たっては、「雇用促進計画-１」の裏面〔記載の注意〕（３）、（５）、（６）、（７）、（８）及び（９）を参照してください。
○ ⑳欄は、各事業所において、計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、ア及びイを満たす労働者（無期雇用かつフルタイムの労働者）で計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数を記載してください。記載される数は、計画終了時の提出書類である「特定地域基準雇用者数総括表」並びに「特定地域基準雇用者数総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しにより把握できる数に限ります。
○ ⑬欄、⑮欄、⑲欄及び㉑欄には、それぞれ⑫欄、⑭欄、⑱欄及び⑳欄の合計を記載してください。なお、⑲欄の内容は「雇用促進計画－１」の㉑欄の内容に一致し、㉑欄の内容は「雇用促進計画－１」の㉒欄と一致します。
○ ⑩欄、⑪欄、⑯欄及び⑰欄については、記載は不要です。

【特定地域基準雇用者数総括表】（記入例）

「雇用促進計画-５」に記載した事業所単位で「特定地域基準雇用者数総括表」を取りまとめ、雇用促進税制の対象となる労働者の詳細を記入してください。

（第１面）

特定地域基準雇用者数総括表

番号（※１） （※１）「雇用促進計画-５」の番号	1	事業所の名称	○○支社	雇用保険適用事業所番号	※※※※－※※※※※－※
事業所の住所	栃木県××・・・				

番号	氏名	厚生　A男	雇用保険被保険者番号
1	雇用日	平成　28　年　4月　1日	○○○○－○○○○○○○－○
	期間の定めのない雇用（※２）であるかどうか（※２）労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。	期間の定めのない雇用（無期雇用） 期間の定めのある雇用（有期雇用）	フルタイム雇用（※３）であるかどうか（※３）短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条に規定する短時間労働者でないこと。 フルタイム雇用 パートタイム雇用
	本人確認	上記の内容について間違いのないことを確認し、同意しました。 平成　29　年　3　月　31　日　（本人署名）　厚生　A男　厚生	
2	氏名	労働　B子	雇用保険被保険者番号
13	本人確認	上記の内容について間違いのないことを確認し、同意しました。 平成　29　年　3　月　31　日　（本人署名）　雇用　C美　雇用	

○　「雇用促進計画-５」に記載した事業所単位で「特定地域基準雇用者数総括表」を取りまとめ、雇用促進税制の対象となる労働者の詳細を記入してください。

○　「雇用促進計画-５」に記載した同意雇用開発促進地域に所在する事業所のうち雇用保険適用事業所ではない事業所（雇用保険適用事業所非該当承認を受けている事業所を含む。）については、「雇用保険適用事業所番号」欄の記載は不要です。

○　すべての欄を記入した後に、記載内容に相違がないか、対象労働者本人が直筆で署名をしてください（署名日は、原則として計画期間の終了日以降とします）。

【「特定地域基準雇用者数総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し】（綴り方）

○　事業所単位で取りまとめた「特定地域基準雇用者数総括表」に記載した労働者ごとに、雇用保険適用事業所である場合には、当該労働者（一般被保険者）の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しを取りまとめてください（雇用保険適用事業所ではない事業所（雇用保険非該当施設を含む）の場合には、計画期間の初日の前日における出勤日の写しについても、合わせて取りまとめてください〔詳細は７ページ（※２）をご確認ください〕）。その上で、提出する際には「特定地域基準雇用者数総括表」に記載した労働者の順番に整理してください。

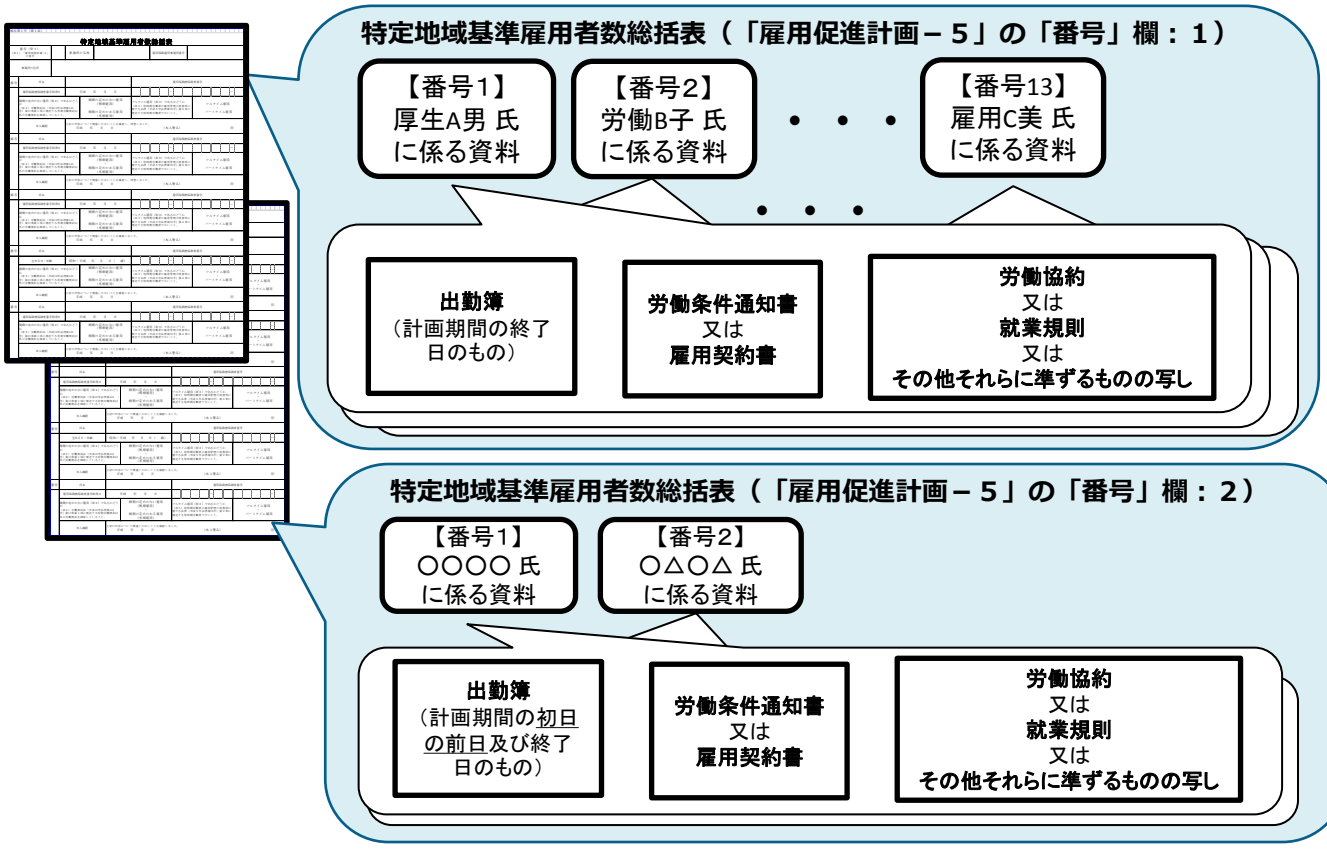

【雇用促進計画－３（企業組織再編に係る届出）】

※計画期間中に合併・分割などの企業組織再編を行った場合のみ作成

〈企業組織再編の４つのケース〉

１．吸収合併

当事者の１つ（存続会社）が存続して、他の消滅する会社（消滅会社）を吸収するもの。

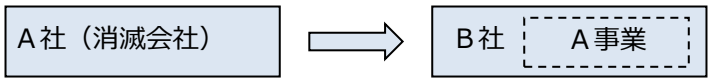

２．新設合併

当事者会社のすべてが消滅して、新しい会社（設立会社）を設立するもの。

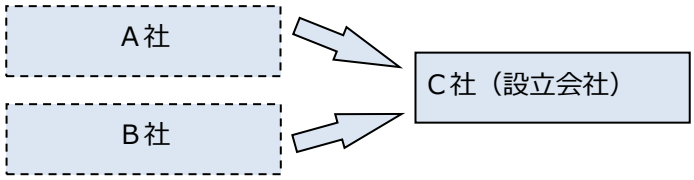

３．吸収分割

分割会社（分割しようとする会社をいう）が事業に関して有する権利義務の全部または一部を既存の会社（承継会社）に承継させるもの。

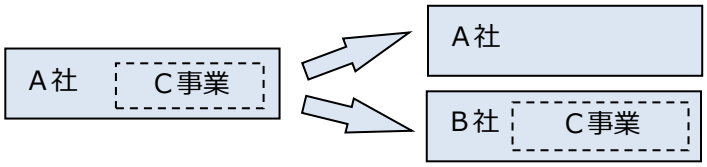

４．新設分割

分割会社が事業に関して有する権利義務の全部または一部を新しく設立する会社（設立会社）に承継させるもの。

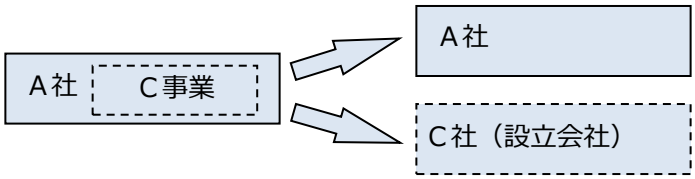

（合併を行ったケース）

●合併直前の雇用保険一般被保険者が50人だったＡ社が、事業年度途中に計画期間の初日の前日の雇用保険一般被保険者が100人だったＢ社に吸収合併されたとする。

●その後、Ｂ社において10人を新たに雇用したとしても、Ｂ社の計画期間の初日の前日の雇用保険一般被保険者は150人とみなされるため、雇用増は6.7%となり、10%以上の要件は満たさない（要件を満たすには15人以上の雇用保険一般被保険者の増加が必要）。

※　上記は計画期間中に離職者がいないケース

（記入例１）：【吸収分割】他の企業に雇用保険一般被保険者を異動させた（継承元となった）場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を（ 継承された（継承元となった） ・ 継承した（継承先となった） ）

合併（ 吸収合併 ・ 新設合併 ）　　継承年月日　28 年 6 月 1 日
分割（ 吸収分割 ・ 新設分割 ）

自社 継承元事業所			他社 継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間）（例：H26.4.1−H27.3.31、H27.4.1−H28.3.31）	事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間）（例：H26.4.1−H27.3.31、H27.4.1−H28.3.31）
（株）〇〇本社	1234−567890−0	H27.4.1−H28.3.31 H28.4.1−H29.3.31	（株）△△支店	9876−543210−1	H27.4.1−H28.3.31 H28.4.1−H29.3.31
①計画開始時の被保険者数	②継承直前の被保険者数	③継承直後の被保険者数	④計画開始時の被保険者数	⑤継承した（された）被保険者数	
100	95	75	50	20	
⑥計画開始時のみなし被保険者数			⑦計画開始時のみなし被保険者数	⑧継承した（された）みなし被保険者数	
80					

①－⑤で計算

分割直前の被保険者数

②から20名が継承された被保険者数

承継した被保険者数

（記入例２）：【新設分割】他の企業から雇用保険一般被保険者が異動してきた（継承先となった）場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を（ 継承された（継承元となった） ・ 継承した（継承先となった） ）

合併（ 吸収合併 ・ 新設合併 ）　　継承年月日　28 年 7 月 1 日
分割（ 吸収分割 ・ 新設分割 ）

他社 継承元事業所			自社 継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間）（例：H26.4.1−H27.3.31、H27.4.1−H28.3.31）	事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間）（例：H26.4.1−H27.3.31、H27.4.1−H28.3.31）
（株）□□	1234−567890−1	H27.4.1−H28.3.31 H28.4.1−H29.3.31	（株）●●	9876−543210−0	H27.4.1−H28.3.31 H28.4.1−H29.3.31
①計画開始時の被保険者数	②継承直前の被保険者数	③継承直後の被保険者数	④計画開始時の被保険者数	⑤継承した（された）被保険者数	
100	95	75		20	
⑥計画開始時のみなし被保険者数			⑦計画開始時のみなし被保険者数	⑧継承した（された）みなし被保険者数	
			20		

分割直前の被保険者数

②から20名が継承された被保険者数

⑤で計算

承継した被保険者数

⚠ 注意事項

1．雇用者って誰のこと？

雇用者とは、**雇用保険一般被保険者**をいいます。

※以下に当てはまる人は雇用者には含まれません。

① 高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者

② 役員及び雇用保険一般被保険者である役員

③ ②の特殊関係者

(1) 役員の親族
(2) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
(3) 上記(1)(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人
(4) 上記(2)(3)と生計を一にしている、これらの人の親族

【計画記入にあたっての留意点】
雇用促進計画-１の「⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数 (計画開始時)」と「⑭うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画終了時)」には、**雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者の数を記入**してください。

2．高年齢継続被保険者の取扱い

適用年度中に、**高年齢継続被保険者**となった人がいた場合は、適用年度開始時(計画期間の初日の前日)の雇用保険一般被保険者数からその高年齢継続被保険者となった人数を除いて、雇用者の増加数を算出することになります。

「高年齢継続被保険者」とは、雇用保険一般被保険者のうち、65歳に達する日前に雇用されていた事業主に65歳に達した日以降の日においても引き続いて雇用されている人をいいます。
事業主がハローワークに手続きをしなくても、雇用者が65歳になると、雇用保険一般被保険者ではなくなります。

（例）4月1日～3月31日が適用年度（計画期間）で、その年度中に２人が65歳になって雇用保険一般被保険者から高年齢継続被保険者となり、新規雇用者が３人いる場合

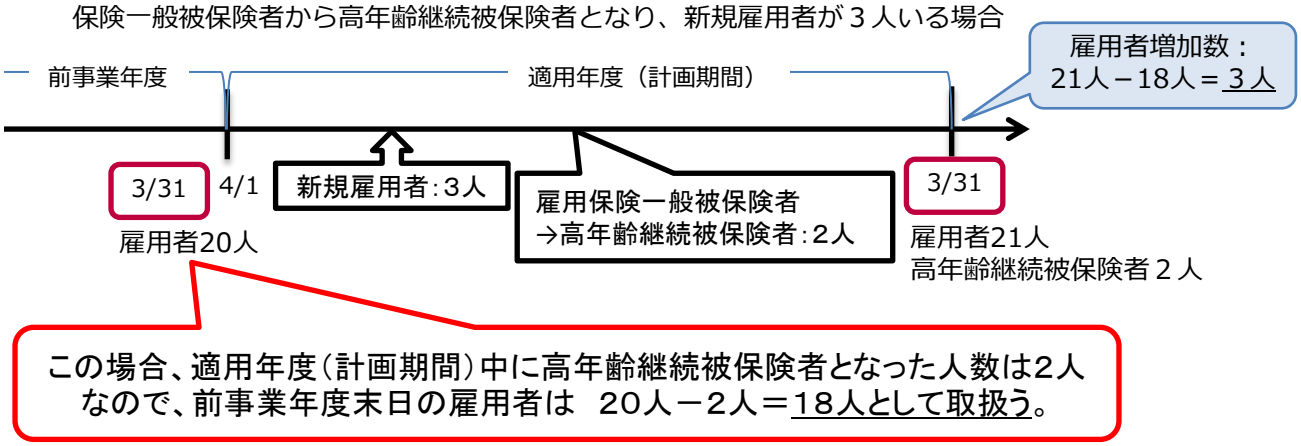

３．雇用者数の起算日はいつ？

雇用者増加数は、**適用年度末日（計画期間の終了日）と前事業年度末日（計画期間の初日の前日）の雇用者数の差**となります。

【計画記入にあたっての留意点】

雇用促進計画－１の「④うち雇用保険一般被保険者数(計画開始時)」には**前事業年度末日（計画期間の初日の前日）**の一般被保険者数を、「⑫うち雇用保険一般被保険者数(計画終了時)」には**適用年度末日（計画期間の終了日）**の一般被保険者数を記入してください。

（例）4月1日～3月31日が適用年度の場合

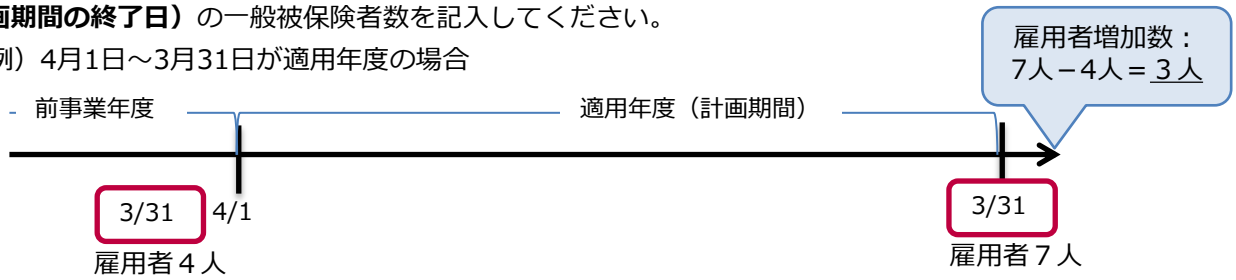

【参考】所得拡大促進税制との併用について

所得拡大促進税制と雇用促進税制もしくは地方拠点強化税制における雇用促進税制を同時に適用することが可能となりました。（所得拡大促進税制の所管は経済産業省）

［所得拡大促進税制の概要］

雇用者への給与等の支給額を一定割合以上増加させる等の要件を満たした場合、その増加額の10%を法人税額から控除できる制度（税額の10%（中小企業者等は20%）が上限）

［詳しくは］

所得拡大促進税制 ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm

<お問い合わせ先>

●雇用促進計画の作成・確認などについて	➜主たる事業所を管轄する労働局またはハローワーク
●税額控除制度について	➜最寄りの税務署
●地方拠点強化税制の全体の枠組み	➜経済産業省地域経済グループ立地環境整備課
●地域再生法全般について	➜内閣府地方創生推進事務局
●所得拡大促進税制について	➜経済産業省産業人材政策室

厚労省人事労務マガジン

企業の皆さまに役立つ人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。
登録は、http://merumaga.mhlw.go.jp/から